

秋田県地域生活定着支援センターの概要

運営主体

社会福祉法人 **晃和会**

- 法人本部 秋田市太平八田字藤の崎231-3
- 事業所 大平荘サービスセンター（秋田市太平八田）
ひだまりサービスセンター（秋田市東通仲町）
川口サービスセンター（秋田市榎山登町）
本道の街サービスセンター（秋田市柳田）

開設日

平成22年4月1日

センターの運営方針

- ①常に懇切で誠意ある態度で接し、対象者の意思や主体性を最大限尊重します。
- ②対象者の心身の状況、生活歴、福祉歴、ニーズ、活用できる社会資源等を踏まえて支援します。
- ③継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等を利用できるよう配慮します。
- ④対象者及び関係者のプライバシーの保持に配慮するとともに、業務上知り得た個人情報の取り扱いには万全の注意を払います。
- ⑤常に公正かつ中立的な姿勢を保ちます。



【お問い合わせ・連絡先】

所在地 〒010-8506
秋田県秋田市東通仲町4-1
秋田拠点センターアルヴェ5階
ひだまりサービスセンター内

TEL.018-884-1414

FAX.018-884-3456

E-mail : akita-teichaku@biscuit.ocn.ne.jp

■業務時間 月曜日～金曜日
8:30～17:30

(土日祝日及び年末年始は休業となります。)



地域生活定着支援事業
秋田県委託事業

秋田県地域生活定着 支援センター



司法と福祉をつなぐ

架け橋となって

地域での新しい生活を支援します



社会福祉法人 **晃和会**

設立の経緯と役割

これまで、罪を犯した高齢者や障害者で福祉の支援が必要な人がいても、福祉に繋げていく十分な仕組みがなかったため、矯正施設で罪を償ったにも拘わらず必要な支援が受けられずに短期間で再犯を繰り返して矯正施設に戻らざるを得ないという悪循環に陥る実態がありました。

そこで、このように罪を犯した行く宛のない高齢者や障害者を支える機関として各都道府県単位で地域生活定着支援センターが設置されることになり、本会も秋田県から委託を受けて平成22年4月1日から業務を開始しております。

地域生活定着支援センターは、保護観察所、福祉事務所等法務、福祉の関係機関と協働して、自立した生活が困難な罪を犯した高齢者や障害者に対して、矯正施設退所後直ちに福祉サービスが受けられ、地域で安心して過ごせるよう「司法と福祉の架け橋」となって支援していきます。



業務内容

地域生活定着支援センターは次に掲げる業務を行います。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所中に面接し、対象者の福祉サービス等のニーズの把握、受け入れ施設等の調整、福祉サービス利用申請支援等を行います。

(生活保護、介護保険、障害者手帳、障害者自立支援、年金受給等の手続き支援等)

② フォローアップ業務

コーディネート業務により福祉サービスの提供を受けることになった方に対して、矯正施設を退所した後も生活が安定するまで支援します。

(利用施設等への訪問、生活状況の確認、福祉サービス等の助言等)

③ 相談支援業務

矯正施設から退所した高齢者または障害者等の福祉制度利用に関する相談や支援を行います。

(福祉サービス利用等の助言、申請支援等)

④ 啓発、連携業務

法務、福祉関係機関との会議や研修会の開催等事業を円滑かつ効果的に推進するために必要な業務を行います。

